

第345号

2017年
12月25日

月1回25日発行

げんぱつ

原発住民運動情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
発行人 中村敏夫/1部300円 年間3,000円
〒101-0061 東京都千代田区三崎町2-11-13
MMビルII 402
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
郵便振替 00150-7-355202
メール=genpatu-jumin-c@nifty.ne.jp

広島高裁

伊方3号機の運転差し止め 阿蘇噴火の危険を警告

四国電力・伊方3号機の運転差し止めを、松山市と広島市の住民が求めた仮処分申請の即時抗告審で、広島高裁(野々上友之裁判長、太田雅也裁判官、山本正道裁判官)は十二月十二日、火山事象の影響による危険性について「原子力規制委員会の判断は不合理」として、広島地裁の決定を変更し、二〇一八年九月三十日まで運転を認めない決定を出した。原発の運転を差し止める高裁判断は全国で初めて。伊方3号機は十月から定期検査入りで運転停止中。一月に稼働を再開する四電の計画は事実上不可能になった。異議申し立てや抗告で高裁決定が覆らない限り、差し止めの法的効力は続く。差し止めの区切りを設けたことに、野々上裁判長は、広島地裁で審理中の本訴訟で異なる判断が出る可能性があるとした。決定が問題としたのは伊方原発から約百三十メートルにある阿蘇カルデラ噴火のリスクだ。約九

万年前の過去最大の噴火による火砕流が原発敷地に到着した可能性も十分小さいとは言えず、火山ガイド(規制委の安全性審査の内規)に照らしても原発立地は不適と結論づけた。火山リスクでは、九州電力・川内1・2号機について、福岡高裁宮崎支部は二〇一六年四月、原則四十年運転の期間中に噴火が発生する「相応の根拠が示されない限り、安全性に欠けるとはいえない」として住民の差し止め請求を退けた。この大規模噴火の発生確率が低頻度で無視しうる「社会通念」の言及を三月の広島地裁決定も引き継いだ。広島高裁の決定は、この「社

会通念」への理解は示しながら枠組みを変えた決定は「限定解釈」であり、新基準の趣旨に反すると否定した。伊方原発をとめる弁護士団、伊方原発をとめる会の声明にあるように、「当然の認定とはいえず、高く評価」することができる。一方、声明は「火山事象以外の規制委の新規制基準は合理的であり、伊方原発が新規規制基準に適合する」とした原子力規制委員会の判断も合理的とした判断は正当ではないし、特に地震についての判断は明らかでない誤りである」と指摘する。なかでも、中央構造線の直近に位置する伊方原発は、世界有数の地震国・火山国での原発立地であり、本来、立地許可はありえないもの。また、差し止め期限の設定の根拠も薄弱である。

●原発立地に当たってカルデラ噴火の危険を重視した司法の警告の意味は大きい。火山災害は地震災害を遙かに上回る●日本列島には、屈斜路、支笏、洞爺、十和田、阿蘇、始良、阿多、鬼界…と、比較的新しい大型カルデラ火山がある●百立方メートル以上のマグマを放出するカルデラ噴火は一万年に一回程度。数千立方メートル以上の噴火なら六千年に一回程度発生する●約七千三百年前の列島最新の鬼界カルデラ噴火では南九州から四国にかけて住んでいた縄文人は死滅か食糧を求めて移動。千年近く無人の地に●約三万年前の最大の始良カルデラ噴火は九州一帯に広大な火砕流台地(シラス台地)を形成。現在の桜島火山はその後に出現した後カルデラ火山●火山は日本列島に恵みと災害をもたらす。伊方原発立地は不適!

- 欠陥老朽の東海第二原発の延長運転を申請(二面)
- 泊原発敷地内活断層の可能性不特定(三面)
- ノーベル平和賞 ICAN「核兵器は必要悪ではなく絶対悪」(五面)

「原発ゼロの未来へ福島とともに」3・4全国大集会
 ○日時 二月四日(3:00~14:00 集会 14:15~16:00 プレモ)
 ○場所 東京・日比谷野音
 ○主催 原発をなくす全国連絡会

「原発ゼロ週間」(3・3~3・11)を呼びかけ